

令和3年9月27日（月）  
午後2時30分  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

## 報告事項

報告第29号 職員の分限処分について

報告第30号 職員の分限処分について

報告第31号 寝屋川市押印を求める手続等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について

報告第32号 市立小中学校における「分散登校」について

報告第33号 市立小中学校における「通常登校の開始」と「選択登校制の活用要請」について

報告第34号 市立小中学校における「選択登校制の活用要請」について

報告第35号 緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について

## 議決事項

議案第31号 令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について

議案第32号 寝屋川市の就学前教育・保育の推進—市立幼稚園・保育所再編実施計画—の策定について

議案第33号 令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

議案第34号 令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について

議案第35号 寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則を廃止する規則について

議案第36号 寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

署名人

高須教育長

秋元委員

8月・9月教育委員会一般事務報告

(8月24日～9月27日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
8	24	火	校長役員会	9月校長会の案件について	総合教育研修センター
	25	水	令和3年度第4回社会教育委員会会議	社会教育部事業概要について(青少年課)、その他	市立エスポアール
	26	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	27	金	大阪府都市教育長協議会	役員会、夏季研修会(2日目)、定例会	ホテルアウィーナ大阪
	30	月	9月市議会定例会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			予算決算常任委員会(前期全体会)	決算審査の運営	市議会議場
			教育行政事務の点検・評価会議	会議	議会棟4階 第1委員会室
9	1	水	申請等書類への押印を求める要綱等の規定の適用に関する要綱の制定	押印を求める手続等の見直しに伴う、要綱・要領等で定める申請等書類について原則押印を要しないことを定める要綱の制定	
			文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	3	金	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	市議会議場
	8	水	9月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場
	9	木	9月市議会定例会(第3日)	一般質問	市議会議場
	10	金	9月市議会定例会(第4日)	一般質問	市議会議場
	14	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	15	水	文教生活常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟4階 第1委員会室
	21	火	9月市議会定例会(第5日)	委員長報告、追加事件即決、継続審査	市議会議場
	27	月	校長役員会	10月校長会の案件について	総合教育研修センター
			教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

9月・10月教育委員会行事計画書

(9月28日～10月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
9	30	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
10	1	金	中学校体育大会(12校)	体育大会	市立中学校(12校)
	5	火	小学校運動会(6校)	運動会	市立小学校(第五、池田、三井、田井、国松緑丘、楠根)
			予算決算常任委員会(文教生活分科会)	決算審査	議会棟4階 第1委員会室
	8	金	幼稚園運動会(4園)	運動会	市立幼稚園(北、中央、南、啓明)
			大阪府都市教育長協議会	役員会、定例会	ホテルアウィーナ大阪
	11	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	12	火	小学校運動会(5校)	運動会	市立小学校(東、北、啓明、木田、桜)
	13	水	予算決算常任委員会(後期全体会)	総括質疑、討論、採決	市議会議場
			小学校運動会(4校)	運動会	市立小学校(明和、桜、梅が丘、石津)
	14	木	小学校運動会(1校)	運動会	市立木屋小学校
	18	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	19	火	小学校運動会(1校)	運動会	市立成美小学校
	20	水	小学校運動会(6校)	運動会	市立小学校(南、中央、神田、堀溝、点野、和光)
	22	木	小学校運動会(1校)	運動会	市立宇谷小学校
25	月	教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室	
26	火	校長役員会	11月校長会の案件について	総合教育研修センター	
28	木	小学校運動会(1校)	運動会	市立西小学校	
30	土	寝屋川文化芸術祭(～31日)	式典、作品展示、舞台発表、文化芸術体験等	市民会館 他	

報告第29号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和3年11月30日まで休職を命ずる

令和3年9月1日

寝屋川市教育委員会

報告第30号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和3年11月16日まで休職を命ずる

令和3年9月17日

寝屋川市教育委員会



報告第31号

寝屋川市押印を求める手続等の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

寝屋川市教育委員会規則第 7 号

寝屋川市押印を求める手続等の見直しに伴う関係教育委員会規則の  
整備に関する規則

(寝屋川市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 寝屋川市教育委員会会議規則（昭和31年寝屋川市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条中「署名捺印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第2項中「署名し、法人の印章をおさなければならない」を「署名又は記名押印をしなければならない」に改める。

(寝屋川市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第2条 寝屋川市文化財保護条例施行規則（平成9年寝屋川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(第1号様式)」を削る。

第3条中「(第2号様式)」を削る。

第4条第2項中「(第3号様式)」を削る。

第6条中「(第4号様式)」を削る。

第7条中「(第5号様式)」を削る。

第8条中「(第6号様式)」を削る。

第9条中「(第7号様式)」を削る。

第10条第1項中「(第8号様式)」を削る。

第11条第1項中「(第9号様式)」を削る。

第12条中「(第10号様式)」を削る。

第13条中「(第11号様式)」を削る。

第14条中「(第12号様式)」を削る。

第15条第1項中「(第13号様式)」及び「(第14号様式)」を削る。

第16条第2項中「(第15号様式)」を削り、同条第3項中「(第16号様式)」を削り、同条第4項中「(第17号様式)」を削り、同条第5項中「(第18号様式)」を削り、同条第6項中「(第19号様式)」を削り、同条第7項中

「(第 20 号様式)」を削る。

第 17 条中「(第 21 号様式)」を削る。

第 18 条中「(第 22 号様式)」を削る。

第 28 条中「第 26 条」の次に「及び前条」を加え、同条を第 29 条とする。

第 27 条の次に次の 1 条を加える。

(書類の様式)

第 28 条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、社会教育部長が定める。

第 1 号様式から第 22 号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 教育委員会会議規則

No. 1

改 正 案	現 行
<p>(請願又は陳情の手続)</p> <p>第 17 条 委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、文書により要旨、提出年月日並びに請願人又は陳情人の住所、氏名、職業及び年齢を記し、各自<u>署名又は記名押印</u>の上、会議開催前 2 日までに教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会に対して請願又は陳情をしようとするものが法人である場合は、代表者が<u>署名又は記名押印</u>をしなければならない。</p>	<p>(請願又は陳情の手続)</p> <p>第 17 条 委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、文書により要旨、提出年月日並びに請願人又は陳情人の住所、氏名、職業及び年齢を記し、各自<u>署名捺印</u>の上、会議開催前 2 日までに教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会に対して請願又は陳情をしようとするものが法人である場合は、代表者が<u>署名し、法人の印章をおさな</u>なければならない。</p>

# 寝屋川市文化財保護条例施行規則

No.1

改正案	現 行
<p>(指定の同意)</p> <p>第2条 条例第6条第2項(条例第30条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、寝屋川市文化財指定同意書_____によるものとする。</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第3条 条例第6条第6項(条例第30条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定書は、寝屋川市文化財指定書_____によるものとする。</p> <p>(指定書等の再交付の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、寝屋川市文化財指定書再交付申請書_____によるものとする。</p> <p>(管理責任者の選任等の届出)</p> <p>第6条 条例第8条第3項(条例第33条及び第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、寝屋川市文化財管理責任者選任等届_____によるものとする。</p> <p>(所有者の変更の届出)</p> <p>第7条 条例第9条第1項(条例第33条及び第43条において準用する場合を含む。)の規定による所有者の変更の届出は、寝屋川市文化財所有者変更届_____によるものとする。</p> <p>(所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出)</p>	<p>(指定の同意)</p> <p>第2条 条例第6条第2項(条例第30条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、寝屋川市文化財指定同意書(第1号様式)によるものとする。</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第3条 条例第6条第6項(条例第30条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定書は、寝屋川市文化財指定書(第2号様式)によるものとする。</p> <p>(指定書等の再交付の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、寝屋川市文化財指定書再交付申請書(第3号様式)によるものとする。</p> <p>(管理責任者の選任等の届出)</p> <p>第6条 条例第8条第3項(条例第33条及び第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、寝屋川市文化財管理責任者選任等届(第4号様式)によるものとする。</p> <p>(所有者の変更の届出)</p> <p>第7条 条例第9条第1項(条例第33条及び第43条において準用する場合を含む。)の規定による所有者の変更の届出は、寝屋川市文化財所有者変更届(第5号様式)によるものとする。</p> <p>(所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 8 条 条例第 9 条第 3 項（条例第 33 条及び第 43 条において準用する場合を含む。）の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、寝屋川市文化財所有者（管理責任者）の氏名等変更届_____によるものとする。</p> <p>（滅失、損傷等の届出）</p> <p>第 9 条 条例第 10 条（条例第 33 条及び第 43 条において準用する場合を含む。）の規定による寝屋川市指定の文化財の全部又は一部が滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、寝屋川市文化財滅失等届_____によるものとする。</p> <p>（所在の変更の届出）</p> <p>第 10 条 条例第 11 条（条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による所在の場所の変更の届出は、寝屋川市文化財所在場所変更届_____によるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（現状変更等の許可申請等）</p> <p>第 11 条 条例第 17 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者は、寝屋川市文化財現状変更等許可申請書_____を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>第 8 条 条例第 9 条第 3 項（条例第 33 条及び第 43 条において準用する場合を含む。）の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、寝屋川市文化財所有者（管理責任者）の氏名等変更届（第 6 号様式）によるものとする。</p> <p>（滅失、損傷等の届出）</p> <p>第 9 条 条例第 10 条（条例第 33 条及び第 43 条において準用する場合を含む。）の規定による寝屋川市指定の文化財の全部又は一部が滅失し、損傷し、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、寝屋川市文化財滅失等届（第 7 号様式）によるものとする。</p> <p>（所在の変更の届出）</p> <p>第 10 条 条例第 11 条（条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による所在の場所の変更の届出は、寝屋川市文化財所在場所変更届（第 8 号様式）によるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（現状変更等の許可申請等）</p> <p>第 11 条 条例第 17 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者は、寝屋川市文化財現状変更等許可申請書（第 9 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>

改正案	現 行
<p>(現状変更等の終了報告)</p> <p>第 12 条 条例第 17 条第 1 項 (条例第 42 条において準用する場合を含む。) の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けた者は、その許可に係る現状の変更等が終了したときは、速やかに、寝屋川市文化財現状変更等終了報告書_____を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(修理等の届出)</p> <p>第 13 条 条例第 12 条第 2 項 (条例第 43 条において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定による修理又は復旧の届出は、寝屋川市文化財修理 (復旧) 届_____によるものとする。</p> <p>(修理等の終了報告)</p> <p>第 14 条 条例第 12 条第 2 項の規定による修理又は復旧の届出をした者は、その届出に係る修理又は復旧が終了したときは、速やかに、寝屋川市文化財修理 (復旧) 終了報告書_____を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第 15 条 条例第 24 条第 2 項により無形文化財の保持者若しくは保持団体を認定したとき (同条第 6 項の規定により追加認定したときを含む。) 又は第 44 条第 2 項の規定により市選定保存技術の保持者若しくは保存団体を認定したときは、教育委員会は、保持者に対しては寝屋川市文化財保持者認定書_____を、保持団体又は保存団体に対しては寝屋</p>	<p>(現状変更等の終了報告)</p> <p>第 12 条 条例第 17 条第 1 項 (条例第 42 条において準用する場合を含む。) の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けた者は、その許可に係る現状の変更等が終了したときは、速やかに、寝屋川市文化財現状変更等終了報告書 (第 10 号様式) を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(修理等の届出)</p> <p>第 13 条 条例第 12 条第 2 項 (条例第 43 条において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定による修理又は復旧の届出は、寝屋川市文化財修理 (復旧) 届 (第 11 号様式) によるものとする。</p> <p>(修理等の終了報告)</p> <p>第 14 条 条例第 12 条第 2 項の規定による修理又は復旧の届出をした者は、その届出に係る修理又は復旧が終了したときは、速やかに、寝屋川市文化財修理 (復旧) 終了報告書 (第 12 号様式) を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第 15 条 条例第 24 条第 2 項により無形文化財の保持者若しくは保持団体を認定したとき (同条第 6 項の規定により追加認定したときを含む。) 又は第 44 条第 2 項の規定により市選定保存技術の保持者若しくは保存団体を認定したときは、教育委員会は、保持者に対しては寝屋川市文化財保持者認定書 (第 13 号様式) を、保持団体又は保存団体に対しては寝屋</p>

改正案	現 行
<p>川市文化財保持団体・保存団体認定書_____を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保持者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 条例第26条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更の届出又は前項第1号に該当する場合の届出は、寝屋川市文化財保持者氏名等変更届_____によるものとする。</p> <p>3 第1項第2号に該当する場合の届出は、寝屋川市文化財保持者支障届_____によるものとする。</p> <p>4 条例第26条の規定による保持者の死亡の届出は、寝屋川市文化財保持者死亡届_____によるものとする。</p> <p>5 条例第26条の規定による保持団体の名称、事務所の所在地又は代表者の変更の届出は、寝屋川市文化財保持団体(保存団体)名称等変更届_____によるものとする。</p> <p>6 条例第26条の規定による保持団体の構成員の異動の届出は、寝屋川市文化財保持団体(保存団体)構成員異動届_____によるものとする。</p> <p>7 条例第26条の規定による保持団体の解散の届出は、寝屋川市文化財保持団体(保存団体)解散届_____によるものとする。</p> <p>(標識等の設置の届出)</p> <p>第17条 条例第40条第1項の規定により標識等を設置しよう</p>	<p>川市文化財保持団体・保存団体認定書(第14号様式)を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保持者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 条例第26条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更の届出又は前項第1号に該当する場合の届出は、寝屋川市文化財保持者氏名等変更届(第15号様式)によるものとする。</p> <p>3 第1項第2号に該当する場合の届出は、寝屋川市文化財保持者支障届(第16号様式)によるものとする。</p> <p>4 条例第26条の規定による保持者の死亡の届出は、寝屋川市文化財保持者死亡届(第17号様式)によるものとする。</p> <p>5 条例第26条の規定による保持団体の名称、事務所の所在地又は代表者の変更の届出は、寝屋川市文化財保持団体(保存団体)名称等変更届(第18号様式)によるものとする。</p> <p>6 条例第26条の規定による保持団体の構成員の異動の届出は、寝屋川市文化財保持団体(保存団体)構成員異動届(第19号様式)によるものとする。</p> <p>7 条例第26条の規定による保持団体の解散の届出は、寝屋川市文化財保持団体(保存団体)解散届(第20号様式)によるものとする。</p> <p>(標識等の設置の届出)</p> <p>第17条 条例第40条第1項の規定により標識等を設置しよう</p>



改正案	現 行
<p>とする者は、別表に定める仕様により、あらかじめ寝屋川市文化財標識等設置届_____を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第18条 条例第41条第1項の規定による土地の所在等の異動の届出は、寝屋川市文化財土地の所在等異動届_____によるものとする。</p> <p>(台帳)</p> <p>第27条 教育委員会は、寝屋川市指定の文化財に関する台帳を備えるものとする。</p> <p>2 前項の台帳には、寝屋川市指定の文化財の写真及び実測図等を添付するものとする。</p> <p>(書類の様式)</p> <p>第28条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、社会教育部長が定める。</p> <p>第1号様式から第22号様式までを削る。</p> <p>(委任)</p> <p>第29条 第26条及び前条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>とする者は、別表に定める仕様により、あらかじめ寝屋川市文化財標識等設置届(第21号様式)を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第18条 条例第41条第1項の規定による土地の所在等の異動の届出は、寝屋川市文化財土地の所在等異動届(第22号様式)によるものとする。</p> <p>(台帳)</p> <p>第27条 教育委員会は、寝屋川市指定の文化財に関する台帳を備えるものとする。</p> <p>2 前項の台帳には、寝屋川市指定の文化財の写真及び実測図等を添付するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 第26条_____に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p>

報告第32号

市立小中学校における「分散登校」について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

令和3年8月26日

## 市立小中学校における「分散登校」について

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、市長と教育委員会とが協議の上、下記のとおりとする。

### 記

1. 分散登校の期間 令和3年8月30日（月）から9月6日（月）まで
2. 分散登校の学年について
  - 中学3年生
    - ・進路等への配慮のため、感染防止対策を徹底した上で、「通常登校」とする。
  - 小学1年生～中学2年生
    - ・全学級を班A・B班の2つに分けての「分散登校」とし、登校と「授業のライブ配信」を1日交代で行う。
      - （A班）登校日：8月30日（月）、9月1日（水）、9月3日（金）
      - （B班）登校日：8月31日（火）、9月2日（木）、9月6日（月）
    - ※登校日ではない日は、「授業のライブ配信」を行う。
    - ※班分け、授業等については、各学校からお知らせする。
3. 部活動について
  - 9月12日（日）まで、大阪府の要請もあり、原則休止とする。
  - （大会や発表会への参加、参加に向けての活動等、学校が必要と判断する場合は除く。）
4. 修学旅行、校外学習について
  - 9月12日（日）までに出発するものは全て延期する。

5. 給食について

8月30日（月）から、登校にあたっている児童生徒に実施する。

6. 留守家庭児童会について

9月6日（月）まで、現在と同様の保育を行うが、8月30日（月）から9月12日（日）まで、原則家庭での保育に協力をお願いする。

報告第33号

市立小中学校における「通常登校の開始」と「選択登校制の活用要  
請」について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定  
により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

令和3年9月2日

## 市立小中学校における「通常登校の開始」と「選択登校制の活用要請」について

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、市長と教育委員会とが協議の上、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 通常登校の開始 令和3年9月7日（火）から

#### 2. 選択登校制の活用要請について

教室での密集を避け、感染拡大を防止するため、「選択登校制」活用の協力をお願いする。「選択登校制」に協力し、「授業のライブ配信」を視聴し、通常の授業を受けたと認められる児童生徒は、「出席」扱いとする。

※「授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について」参照

#### 3. 各教科での留意事項

以下の例に示す「予防対策を講じても感染リスクの高い学習活動」は、一時的に停止する。

- ・「長時間の対面方式となるグループワーク等」及び「一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「身体的接触が考えられる距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内での合唱及びリコーダーやハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術等における「身体的接触が考えられる距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・技術家庭における「身体的接触が考えられる距離で活動する調理実習等」

#### 4. 体育での留意事項

- ・活動前後（着替えや移動、教師の説明、準備、片付け時）は、必ずマスクを着用する。
- ・活動中はマスクを外し、10m程度の距離を確保する。また、熱中症には十分注意しながら実施する。
- ・可能な限り屋外での実施とし、体育館など屋内で実施する場合は、換気を徹底し、特に呼気が激しくなるような活動は避ける。
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う内容とする。
- ・持久走の指導は行わない。

#### 5. 部活動について

9月12日（日）まで、大阪府の要請もあり、原則休止とする。

（大会や発表の場への参加、参加に向けての活動等、学校が必要と判断する場合は除く。）

#### 6. 修学旅行、校外学習について

9月12日（日）までの間に出発するものは全て延期する。

#### 7. 給食について

食事前後の手洗いと、会食時の会話をしない指導を徹底する。

#### 8. 留守家庭児童会について

9月7日（火）からは放課後からの開所とする。なお、9月12日（日）までは、原則家庭での保育に協力をお願いする。

報告第34号

市立小中学校における「選択登校制の活用要請」について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫



令和3年9月8日

## 市立小中学校における「選択登校制の活用要請」について

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、市長と教育委員会とが協議の上、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 選択登校制の活用要請について

教室での密集を避け、感染拡大を防止するため、「選択登校制」活用の協力をお願いする。「選択登校制」に協力し、「授業のライブ配信」を視聴し、通常の授業を受けたと認められる児童生徒は、「出席」扱いとする。

※「授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について」参照

#### 2. 選択登校制の活用要請期間について

学校における感染状況に落ち着きが見られていることから、国の緊急事態宣言の動向に関わらず、以下の要請期間とする。要請期間後は、通常の「選択登校制」と同様の扱いとする。

令和3年9月7日（火）から9月17日（金）まで

#### 3. 選択登校制の活用要請期間中の教育活動について

- ・テストの実施にあたっては、別室での実施等、個別の対応を行う。
- ・学校行事、校外学習、運動会や体育大会に向けた練習は見合わせる。
- ・「選択登校制」に協力し、給食を利用しない場合には、後日、給食費を返金する。

報告第35号

緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

## 緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、市長と教育委員会とが協議の上、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 選択登校制の活用要請について（9月17日（金）まで）

教室での密集を避け、感染拡大を防止するため、「選択登校制」活用の協力をお願いする。「選択登校制」に協力し、「授業のライブ配信」を視聴し、通常の授業を受けたと認められる児童生徒は、「出席」扱いとする。

※「授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について」参照

- ・テストの実施にあたっては、別室での実施等、個別の対応を行う。
- ・学校行事、校外学習、運動会や体育大会に向けた練習は見合わせる。
- ・「選択登校制」に協力し、給食を利用しない場合には、後日、給食費を返金する。

#### 2. 感染リスクの高い活動の一時的停止について

以下の例に示す「予防対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動」は、一時的に停止する。

- ・「長時間の対面方式となるグループワーク等」及び「一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「身体的接触が考えられる距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内での合唱及びリコーダーやハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術等における「身体的接触が考えられる距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・技術家庭における「身体的接触が考えられる距離で活動する調理実習等」

### 3. 体育における活動について

以下の点に留意して実施する。

- ・マスクをした状態で可能な軽い運動のみとする。マスクを外しての運動を行う場合は、飛沫感染を避けるために10m以上の間隔を空け、個人で行うもののみとする。
- ・可能な限り屋外で実施することとし、体育館など屋内で実施する場合は、距離を空け、マスクをした状態で可能な軽い運動のみとする。
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う内容とする。
- ・着替えや移動、授業中の教師による指導内容の説明時や用具の準備や後片付けの際には、必ずマスクを着用する。
- ・持久走の指導は行わない。

### 4. 部活動について

9月30日（木）まで、大阪府の要請もあり、原則休止とする。

（大会や発表の場への参加、参加に向けての活動等、学校が必要と判断する場合は除く。）

### 5. 修学旅行、校外学習について

9月30日（木）までの間に出発するものは全て延期する。

### 6. 給食について

食事前後の手洗いと、会食時の会話をしない指導を徹底する。

議案第31号

令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価  
の結果について

令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に  
関する報告書の作成について、教育委員会の議決を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、市議会に  
報告書を提出するとともに、市民に公表するため。

議案第32号

寝屋川市の就学前教育・保育の推進―市立幼稚園・保育所再編実施  
計画―の策定について

寝屋川市の就学前教育・保育の推進―市立幼稚園・保育所再編実施計画―を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会からの答申に基づき、寝屋川市の就学前教育・保育の推進―市立幼稚園・保育所再編実施計画―を策定するため。

議案第33号

令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が、教育施策の改善を図るという調査の目的を達成するとともに、保護者や市民に対して説明責任を果たすため。

## 令和3年度 全国学力・学習状況調査結果の公表について

結果公表の方法及び内容については、以下のとおりとする。

### 1. 市の結果について

#### (方法)

広報ねやがわ 12月号に掲載する。

#### (内容)

- ・ 全国及び市全体の平均正答率（国語、算数・数学）
- ・ 市全体の経年比較（グラフ化）
- ・ 質問紙調査の結果
- ・ 学力向上に向けた市の取組 等

### 2. 各学校の結果について

#### (方法)

市教育委員会ホームページに掲載する。

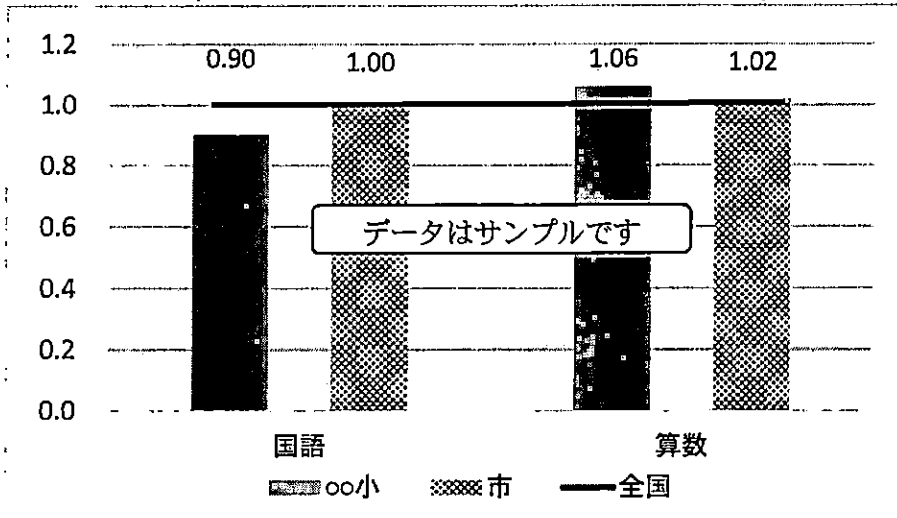
※掲載イメージは別紙資料参照

#### (内容)

- ・ 学校ごとの平均正答率  
（全国を1とした場合の平均正答率の割合をグラフ化）
- ・ 調査結果についての分析、今後の改善方策  
（国語、算数・数学、質問紙調査）
- ・ 学力向上の取組  
（中学校区の取組・自校の取組）



○調査結果（全国平均を1とした場合の平均正答率の比）



○調査結果についての分析、今後の改善方策

【 国 語 】

【 算 数 】

【質問紙調査】

○学力向上の取組

【 中学校区 】

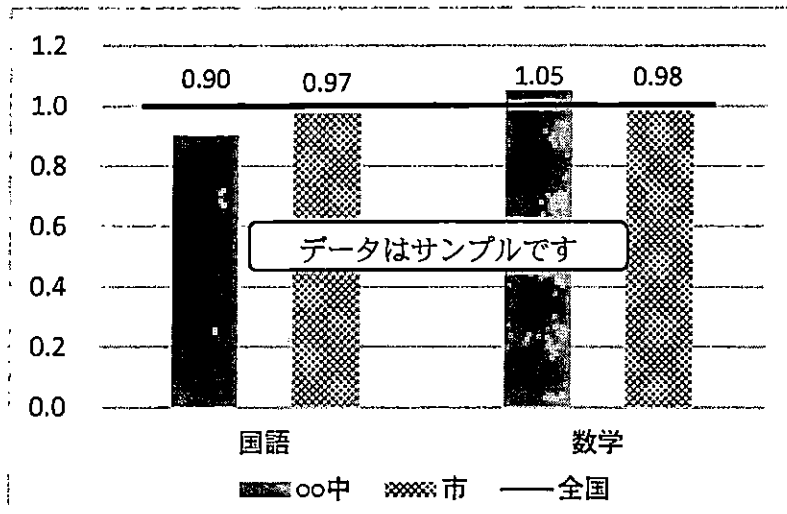
【 学 校 】

令和3年度 全国学力・学習状況調査について

△△中学校区・〇〇中学校

第3学年

○調査結果（全国平均を1とした場合の平均正答率の比）



○調査結果についての分析、今後の改善方策

【国語】

【数学】

【質問紙調査】

○学力向上の取組

【中学校区】

【学校】

議案第34号

令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）  
について

令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）への参加に  
ついて決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が各学校の状況を把握し、その改善を図るとともに、各学校が  
児童の学力や学習状況を把握し、指導や学習状況の改善等に役立てるため。

## 令和4年度 大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）実施要領

### 1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

#### (1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

#### (2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

#### (3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実に図るための校内研修等の工夫を図る。

#### (4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

#### (5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

### 2 問題及びアンケートの内容等

#### (1) 児童

##### ① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

##### ② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和4年4月18日（月）～4月26日（火）とする。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断型問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とする。

③ 教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施する。

#### 4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。
- (2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

#### 5 問題及びアンケート結果の取扱い

##### (1) 結果分析

###### ① 問題の結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

###### ② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

###### ③ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

##### (2) 提供資料

###### ① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

###### ② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

① 公表にあたっては、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。

③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例

第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

## 6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果からすすすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりがすすすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、すすすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、すすすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、すすすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、すすすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

## 7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の保護
  - ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。
  - ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (5) 教育課程上の位置付け  
教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特



別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上特定の教科として教育課程上、位置づけることはできない。

(6) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(7) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(9) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

議案第35号

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則を廃止する規則に  
ついて

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則を廃止するため、教育委員会  
の議決を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立市民体育館の利用許可申請等について、スポーツ施設情報システム（オーパスシステム）を廃止し、新たに公共施設の利用に係る情報システムを利用するに当たり、本規則の廃止の必要が生じたため。

寝屋川市  
寝屋川市教育委員会 規則第 号

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則を廃止する規則

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則（平成 20 年  
寝屋川市規則  
寝屋川市教育

委員会規則 第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

議案第36号

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年9月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立市民体育館の利用許可申請等について、スポーツ施設情報システム（オーパスシステム）を廃止し、新たに公共施設の利用に係る情報システムを利用するに当たり、本規則及び寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の条文の改正の必要が生じたため。

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立市民体育館条例施行規則（平成 19 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、団体利用の場合にあっては、公共施設の利用に係る情報システム（以下「公共施設利用システム」という。）によって、利用許可を申請することができる。

第 6 条第 1 項中「スポーツ施設利用システム」を「公共施設利用システム」に、「決定する」を「決定しなければならない」に改める。

第 7 条中「スポーツ施設利用システム」を「公共施設利用システム」に改める。

第 8 条第 1 項中「交付する」を「交付しなければならない」に改め、同条第 2 項中「スポーツ施設利用システム」を「公共施設利用システム」に、「通知する」を「通知しなければならない」に改め、同条第 3 項中「しない」を「しないことができる」に、「交付する」を「交付しなければならない」に改める。

第 9 条第 1 項第 2 号中「スポーツ施設利用システム」を「公共施設利用システム」に改める。

第 10 条第 1 項中「スポーツ施設利用システム」を「公共施設利用システム」に、「スポーツ施設利用カードを提示しなければならない」を「指定管理者が定める書類の提示等をしなければならない」に改め、同条第 2 項中「交付する」を「交付しなければならない」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 指定管理者は、利用許可の変更を許可しないときは、寝屋川市立市民体育館利用許可変更不許可通知書により、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第 11 条第 2 項中「スポーツ施設利用システム」を「公共施設利用システム」に改める。

第 12 条中「徴収する」を「徴収するものとする」に、「スポーツ施設利用システム」を「公共施設利用システム」に改める。

第 14 条第 1 項中「還付する」を「還付することができる」に改める。

第 18 条及び第 19 条中「定める」を「定めるものとする」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正)

2 寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則（昭和 61 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

# 寝屋川市立市民体育館条例施行規則

No. 1

改正案	現 行
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>団体利用の場合</u>にあつては、<u>公共施設の利用に係る情報システム</u> (以下「<u>公共施設利用システム</u>」という。)によって、<u>利用許可を申請することができる。</u></p> <p>(利用許可をする者の決定の方法)</p> <p>第6条 前条第4項に規定する場合 (同項に規定する特別の事情があるときを除く。)には、<u>指定管理者は、受付開始月の15日中に、公共施設利用システム</u> によって<u>抽選することにより、利用許可をする者を決定しなければならない。</u></p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>団体利用の場合</u>にあつては、<u>別に規則で定めるところにより、条例第13条第1項各号に掲げるときのいずれにも該当しない者として、スポーツ施設利用カード</u> (スポーツ施設を利用することを希望する者について、<u>当該個人又は団体を識別できる情報が記録されたカードをいう。以下同じ。</u>)の<u>交付を受けている者は、スポーツ施設の利用に係る電子情報処理組織</u> (以下「<u>スポーツ施設利用システム</u>」という。)によって、<u>利用許可を申請することができる。</u></p> <p>(利用許可をする者の決定の方法)</p> <p>第6条 前条第4項に規定する場合 (同項に規定する特別の事情があるときを除く。)には、<u>指定管理者は、受付開始月の15日中に、スポーツ施設利用システム</u>によって<u>抽選することにより、利用許可をする者を決定する。</u></p>

改正案	現 行
<p>(利用許可を受けたことの確認)</p> <p>第7条 第5条第4項の指定管理者が定める時刻までに団体利用に係る利用許可の申請をした者は、受付開始月の15日の後の指定管理者が定める日時までに、口頭で又は<u>公共施設利用システム</u>によって、利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。</p> <p>(利用許可書の交付等)</p> <p>第8条 指定管理者は、利用許可をしたときは、団体利用の場合にあつては寝屋川市立市民体育館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を、個人利用の場合にあつては利用許可をした際に寝屋川市立市民体育館個人利用許可券(以下「利用許可券」という。)を、当該申請をした者に<u>交付しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第5条第2項に規定する方法による団体利用に係る利用許可の申請(以下「<u>公共施設利用システム</u>による申請」という。)をした者に利用許可をしたときは、<u>公共施設利用システム</u>によってその旨を当該申請をした者に<u>通知しなければならない</u>。</p>	<p>(利用許可を受けたことの確認)</p> <p>第7条 第5条第4項の指定管理者が定める時刻までに団体利用に係る利用許可の申請をした者は、受付開始月の15日の後の指定管理者が定める日時までに、口頭で又は<u>スポーツ施設利用システム</u>によって、利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。</p> <p>(利用許可書の交付等)</p> <p>第8条 指定管理者は、利用許可をしたときは、団体利用の場合にあつては寝屋川市立市民体育館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を、個人利用の場合にあつては利用許可をした際に寝屋川市立市民体育館個人利用許可券(以下「利用許可券」という。)を、当該申請をした者に<u>交付する</u>。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第5条第2項に規定する方法による団体利用に係る利用許可の申請(以下「<u>スポーツ施設利用システム</u>による申請」という。)をした者に利用許可をしたときは、<u>スポーツ施設利用システム</u>によってその旨を当該申請をした者に<u>通知する</u>。</p>



改正案	現 行
<p>3 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを<u>しないことができる</u>。ただし、当該申請をした者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを<u>交付しなければならない</u>。</p> <p>(利用許可を受けた者の手続)</p> <p>第9条 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、第7条の指定管理者が定める日時までに、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める手続を執らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公共施設利用システム</u>による申請をした者 <u>公共施設利用システム</u>によって、所定の情報を入力すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを<u>しない</u>。ただし、当該申請をした者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、速やかにこれを<u>交付する</u>。</p> <p>(利用許可を受けた者の手続)</p> <p>第9条 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、第7条の指定管理者が定める日時までに、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める手続を執らなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>スポーツ施設利用システム</u>による申請をした者 <u>スポーツ施設利用システム</u>によって、所定の情報を入力すること。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(利用の変更)</p> <p>第10条 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、その利用について変更しようとするときは、寝屋川市立市民体育館利用許可変更申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合においては、書面による申請をして利用許可を受けた者にあつては<u>利用許可書を添え、公共施設利用システム</u>による申請をして利用許可を受けた者にあつては<u>指定管理者が定める書類の提示等</u>をしなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、利用許可の変更を許可したときは、寝屋川市立市民体育館利用許可変更許可書を<u>交付</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>指定管理者は、利用許可の変更を許可しないときは、寝屋川市立市民体育館利用許可変更不許可通知書により、その旨及びその理由を通知</u>しなければならない。</p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>公共施設利用システム</u>による申請をして利用許可を受けた者は、<u>公共施設利用システム</u>によって、利用許可の取消しを申し出ることができる。</p>	<p>(利用の変更)</p> <p>第10条 利用許可を受けた者(団体利用をする者に限る。)は、その利用について変更しようとするときは、寝屋川市立市民体育館利用許可変更申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合においては、書面による申請をして利用許可を受けた者にあつては<u>利用許可書を添え、スポーツ施設利用システム</u>による申請をして利用許可を受けた者にあつては<u>スポーツ施設利用カードを提示</u>しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、利用許可の変更を許可したときは、寝屋川市立市民体育館利用許可変更許可書を<u>交付</u>する。</p> <p>3 <u>第8条第3項の規定は、利用許可の変更を許可しない場合について準用</u>する。</p> <p>(利用許可の取消しの申出)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、<u>スポーツ施設利用システム</u>による申請をして利用許可を受けた者は、<u>スポーツ施設利用システム</u>によって、利用許可の取消しを申し出ることができる。</p>

## 改正案

## (利用料金の徴収)

第 12 条 体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、利用許可書又は利用許可券を交付する際に徴収するものとする。ただし、公共施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者（口座振替の方法により利用料金を納付する者に限る。）から利用料金を徴収する場合には、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日後の指定管理者が定める日に、当該利用料金を徴収する。

## (利用料金の還付)

第 14 条 条例第 9 条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付することができる。

- (1) (略)
- (2) (略)
- 2 (略)

## (文書等の様式)

第 18 条 この規則に定める文書等の様式は、指定管理者が教育委員会と協議して定めるものとする。

## 現 行

## (利用料金の徴収)

第 12 条 体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、利用許可書又は利用許可券を交付する際に徴収する\_\_\_\_\_。ただし、スポーツ施設利用システムによる申請をして利用許可を受けた者（口座振替の方法により利用料金を納付する者に限る。）から利用料金を徴収する場合には、当該利用許可に係る体育館の施設を利用する日後の指定管理者が定める日に、当該利用料金を徴収する。

## (利用料金の還付)

第 14 条 条例第 9 条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号のいずれかに該当する場合には、既納の利用料金の全部を還付する\_\_\_\_\_。

- (1) (略)
- (2) (略)
- 2 (略)

## (文書等の様式)

第 18 条 この規則に定める文書等の様式は、指定管理者が教育委員会と協議して定める\_\_\_\_\_。

改 正 案	現 行
<p>(委任) 第 19 条 この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定めるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。 (寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正) 2 寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則(昭和 61 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。 第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。</p>	<p>(委任) 第 19 条 この規則の施行について必要な事項は、指定管理者が教育委員会と協議して定める_____。</p>